

# 公園愛護会マニュアル



明石市都市局都市整備室緑化公園課  
令和5年4月1日

# はじめに

公園愛護会活動は、国の施策により、昭和30年代より全国各地で創設され、明石市では、昭和44年に忠度公園ほか13箇所の公園で初めて公園愛護会が誕生しました。

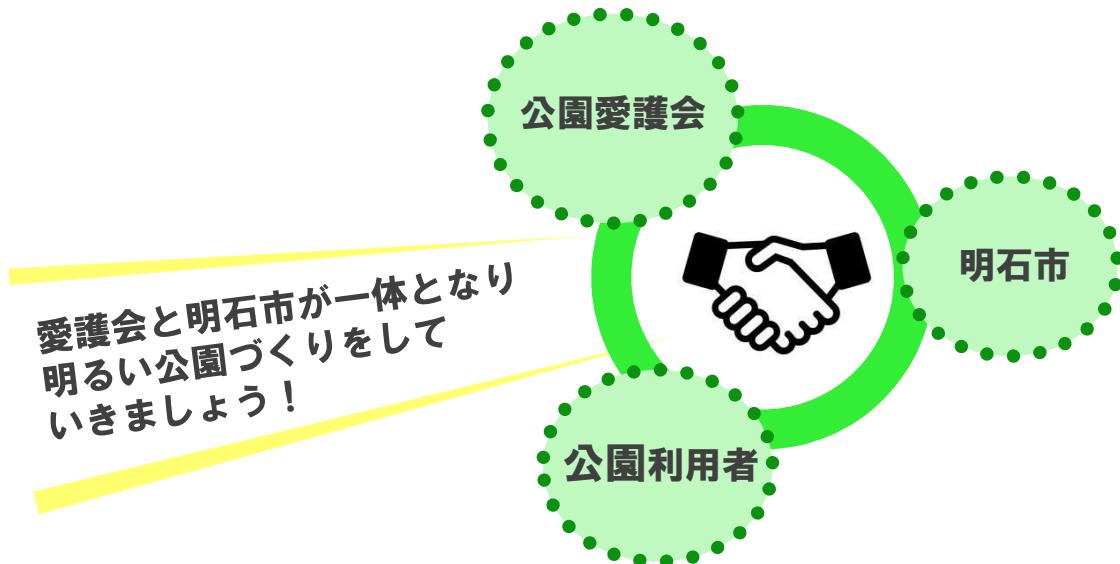
市内には、小さな公園から大きな公園までたくさんの公園があります。これらの公園の管理は、公園管理者である市だけでなく、公園周辺の地域の皆様の協力が必要です。

公園は地域の皆様の共通の財産です。その財産の価値を高めるための活動を行っているのが公園愛護会です。

公園愛護会の活動は、「公園のため」であるとともに「自分たちの住むまちを地域の皆様の力で、きれいな場所にする」というまちづくりの活動でもあります。

このマニュアルは、公園愛護会の結成から、活動内容や手続きを紹介し「いつまでも美しく、そして、地域の皆様が愛着を持ち、安心して憩える公園の維持管理をする」ための手引書として作成したものです。明石にお住まいの皆様が、花や緑、公園などに关心や興味を持ち続け、美しい明石のまちづくりにご活用いただければ幸いです。

令和2年4月

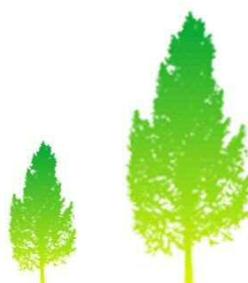


明石の公園がより良いものになるよう、  
どうか末永くお力添えください



# 目 次

1	公園愛護会の活動とは	
1	清掃について	1
2	ごみの回収について	2
3	除草について	3
4	灌水（水やり）について	3
5	安全点検について	4
6	活動中の保険について	5
7	公園愛護会のQ&A	6~9
2	手続きについて	
	結成・役員変更・報償費等について	10
3	よく尋ねられる質問について	
1	公園の利用についてのルールを知りたい	11~13
2	公園の維持管理について知りたい	14~15
3	その他のご質問	16
4	付録	
	関係様式	
	公園愛護会維持管理要領	



# 1 公園愛護会の活動とは

## 1 清掃について

いつもきれいな公園は、地域の皆様のおしゃべりの場になったり、子どもたちが遊びにやってきたり、ベンチで読書をしたり…と、地域のコミュニティを育む場となります。清掃によって、きれいで安全な公園では

公園の利用者が増えた！  
子どもや幼児が安心して遊べる！  
公園内のごみ捨てが減った！  
不審者が来なくなった！

といった効果があります。

また、公園は「地域の財産」ともいわれています。ごみが散乱している公園は、地域のイメージダウンにもつながりかねません。

毎年6月は環境月間です。地域の皆様が気持ちよく過ごせるよう「ごみのない綺麗な公園」「美しい縁あふれる公園」にしていきましょう。



### 活動の継続のひけつ

- ◆ 活動予定を決める
- ◆ 地域の地縁団体と連携する

公園が綺麗になると…

近くに池がある公園では  
コウノトリの美しい姿が  
見られるかもしれません



## 2 ごみの回収について

地域の皆さま、公園をきれいにするために活動していると、どうしてもごみが出ます。そのため、ごみの置場を、公園の出入口付近等の回収しやすいところに決めていただき、ごみの回収日を確認のうえ、清掃活動の予定を立ててください。

ごみの回収日は、月2回（6月と10月は毎週）で各月の第1と第3の日曜日のある週の月曜日から水曜日の間に、回収します。回収日の前日までに出していただきますよう、ご協力お願いいたします。

### ごみの回収日

本庁地区	魚住・二見地区	大久保地区
月曜日	火曜日	水曜日

※公園のごみ回収予定は、市ホームページからもご確認いただけます。

愛護会活動で出たごみは、市が支給する公園専用のごみ袋（白地にピンク字）を使用してください。

なお、市販又は環境部のごみ袋を使用された場合は、回収できません。また、可燃物と不燃物を分けて同時に出してください。不燃物を確認した公園については、その週に回収します。

公園専用のごみ袋については、緑化公園課または市民センター（大久保・魚住・二見）で支給しますので、お手数ですが、各愛護会にて取りに行っていただくよう、お願いします。なお、事前連絡は不要です。

### 3 除草について

除草の一番の目的は、雑草を取り除くことで公園内の見通しを確保したり、公園の景観を良くすることです。また、害虫の発生を防ぐことができます。

除草を行うときは、かまや草けずりなどを用いて、雑草を根ごと取り除くのが基本ですが、雑草の生え方や参加者の人数に合わせて可能な範囲で行ってください。

生育が活発になる春から夏にかけては、地域の地縁団体に呼びかけ、活動人数を増やすなど、安全に無理なく行っていただきますよう、お願ひします。

機械を使っての作業は、効率的ですが、石飛びなどによるケガや民家の窓ガラスの破損など、危険性も非常に高くなります。

かまや草けずりなどを用いて作業を行っていただきますようお願いいたします。

したがって、機械を使った作業は、緑化公園課において実施しますので、公園愛護会の活動においては、禁止しています。

作業が困難な場合は、緑化公園課まで連絡してください。



### 4 灌水（水やり）について

水分は植物にとってかけがえのないものです。水が不足すると、枯死につながります。特に、夏の日照りの多い時期には灌水が欠かせません。

特に夏の灌水は、こまめに水分を補給しながら行うなど、熱中症に注意して行ってください。植え込み地にて灌水を行う場合はホースなどで樹木を損傷しないよう、注意してください。

## 5 安全点検について

安全点検は、地域の皆様が安全に公園を利用できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ常に危険のない状態を確保するために行うものです。

市では、毎年定期的に公園施設の点検を行っていますが、いたずらや破壊行為、思いもつかないような利用の仕方によるケガ等については、完全に防ぐことが難しいです。

愛護会の皆様が、日ごろの活動の中で、遊具の簡単なチェックや、子どもの遊びを見守っていただきますよう、ご協力をお願いします。

### ✓ 遊具の日常のチェックポイント ✓

- ・遊具に破損や腐り、ゆがみ、傾きはないか。
- ・遊具の周辺に大きな凸凹や石などがないか。
- ・落書きはないか。とがった角やさざくれが生じていないか。
- ・ガラスや金属片などの異物が放置されていないか。
- ・使用時に異音やがたつきはないか。

### ▼子どもたちの遊びの見守りポイント

## あんぜん あそ 安全に遊ぶための 10 のやくそく

⚠ 6歳以下の幼児には大人が必ずつきそってください



- ① ぬげにくい靴をはく
- ② マフラーなど引っかかりやすいものは取る
- ③ 上着の前を開けっ放しにしない
- ④ ランドセルやカバンは置いて遊ぶ
- ⑤ ヒモつき手袋をしない
- ⑥ 遊具にヒモを巻きつけない
- ⑦ ぬれた遊具で遊ばない
- ⑧ こわれた遊具で遊ばない
- ⑨ 上から物を投げない
- ⑩ 飛び降りない



明石市 緑化公園課 TEL : 078-912-1111 (代表)

AKASHI CITY

## 6 活動中の保険について

愛護会の活動中に「公園内のごみ回収のため集めていたあき缶で手をケガしてしまった」など、愛護会の活動中のケガに対しては、明石市コミュニティ活動災害補償保険制度が適用されます。

### ①加入手続きは

市が市全体の市民活動を対象に保険に加入していますので、事前の加入手続きは必要ありません。

### ②保険料は

市が保険料の負担をしていますので、保険料を支払う必要はありません。

### ③万が一事故が発生したら

まず、電話でコミュニティ・生涯学習課（TEL918-5004）に連絡してください。

活動や事故がコミュニティ活動災害補償保険の要件を満たしているかなどについて問われます。ただし、内容によっては保険の対象外となる場合があります。

報告は、事故が発生してからなるべく速やかに行ってください。事故発生から30日を過ぎると保険金が支払われない場合があります。

### ④保険の種類と補償内容

賠償責任保険 （第三者に損害を与えた場合）			
区分	身体賠償	財物賠償	受託物賠償
保険金額	1名 3,000万円 1事故 1億円	1事故 500万円	1事故 100万円

※ 免責金額（自己負担額）10,000円を超える部分について支払われます。

傷害保険 （活動している人がケガや死亡した場合）					
区分	死 亡	後遺障害	手術治療	入 院	通 院
保険金額	1名 500万円	1名 500万円限度	30,000円～ 120,000円	日額 3,000円	日額 2,000円

※ 入院は180日 限度・通院は事故の日から180日以内かつ90日限度

### ⑤対象とならない代表的な事例

- ・親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動
- ・町内会や愛護会が主催した行事に「参加者」として参加した人の事故
- ・原因の発生が被保険者の身体に内在するもの、たとえば活動中に脳梗塞等で倒れた場合など

## 7 公園愛護会のQ&A

### Q 1 愛護会は、どのようにして結成したらいいですか。

- A 1 自治会・町内会等、地域の皆様が話し合って結成する気運が生まれましたら、公園を管理する緑化公園課に相談して下さい。  
結成の意向が確認された場合は、活動内容や会長及び副会長を決めて市に申請書を提出します。申請書により申し出があった場合は、市から委任書をお渡しします。

### Q 2 愛護会の団体は、どんな団体ですか。

- A 2 •自治会・町内会全体で結成  
•自治会・町内会の一部門や班での結成  
•マンションの管理組合で結成  
•高年クラブや子ども会が主体となって結成  
•地域住民の有志の皆様で結成  
(※有志の場合は自治会の同意が必要となります。)  
など様々な形態があります。どのような組織で公園愛護会を結成するかの判断は、地域特性を十分反映し、活動が活発・円滑に行われるよう地域の皆様にお任せしています。

### Q3 愛護会が活動する範囲は、どれくらいですか。

- A3 愛護会の活動面積は、原則、公園全体となります。  
ただし、斜面地などの危険な場所や明らかに活動できない場所を除いた部分を活動範囲とする場合もあります。

#### **Q4 支給物品には、どのようなものがありますか。**

A4 ごみ袋と土のう袋については、緑化公園課と市民センター（大久保・魚住・二見）において、配布しておりますので、お手数ですが、各愛護会において、取りに行っていただくよう、お願いします。  
事前連絡は不要です。



▲ごみ袋



▲土のう袋

#### **Q5 帽子は配布してもらえるのですか。**

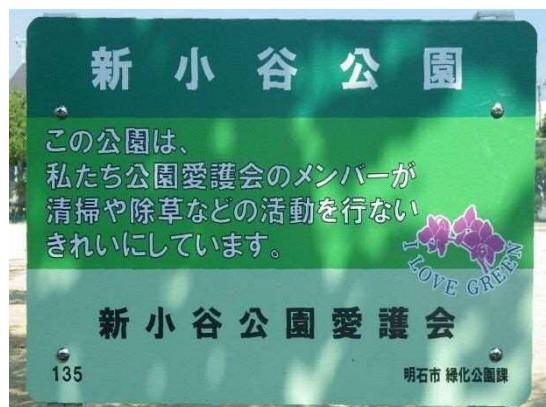
A5 ご希望があれば、緑化公園課まで連絡してください。  
数に限りがあるため、これまでの配布状況を踏まえ、市にて調整し、  
配布します。  
なお、日頃、活動していただいている方を対象としているため、各  
愛護会への配布は、10個程度／回としております。  
また、毎年、配布しているものではありません。

#### **Q6 愛護会活動看板を設置してもらえるのでしょうか。**

A6 ご希望があれば、緑化公園課まで連絡してください。数に限りがあ  
るため、明石市きんもくせい賞受賞団体を優先し、設置しています。  
そのため、年度内に設置できるとは限りません。



▲帽子



▲愛護会看板

**Q 7 報償費とは何ですか。**

A 7 報償費は愛護会活動に必要となる費用で、市から愛護会に対して活動面積に応じて年に1度お支払いするものです。

**Q 8 報償費はいくらもらえるのですか。**

A8 報償費は、下表のとおり、活動面積に応じ、支給しています。また、常時、誰もが利用できるトイレの日常管理をしていただいている愛護会には、トイレットペーパーや清掃用具の購入費として、下表の報償費に加え、10,000円を加算します。

活動面積 (m <sup>2</sup> )	報償費 (円)	活動面積 (m <sup>2</sup> )	報償費 (円)
100未満	22,500	2,600	62,500
100	24,000	2,700	64,000
200	25,500	2,800	65,500
300	27,000	2,900	67,000
400	28,500	3,000	69,000
500	30,000	3,100	70,500
600	31,500	3,200	72,000
700	33,000	3,300	73,500
800	34,500	3,400	75,000
900	36,000	3,500	76,500
1,000	38,000	3,600	78,000
1,100	39,500	3,700	79,500
1,200	41,000	3,800	81,000
1,300	42,500	3,900	82,500
1,400	44,000	4,000	84,500
1,500	45,500	4,100	86,000
1,600	47,000	4,200	87,500
1,700	48,500	4,300	89,000
1,800	50,000	4,400	90,500
1,900	51,500	4,500	92,000
2,000	53,500	4,600	93,500
2,100	55,000	4,700	95,000
2,200	56,500	4,800	96,500
2,300	58,000	4,900	98,000
2,400	59,500	5,000	100,000
2,500	61,000	5,000以上	100,000

**Q 9 報償費の使途は。**

A9 愛護会活動に必要となる用具の購入、報償費の支払いに必要となる活動写真や作業日報の作成、愛護会関係者との会議や市への連絡などに要する費用としています。

**Q 10 報償費の使途として妥当ではないものは。**

A10 食事や宴会への支出、個人的な物品の購入、葬式の香典、行事への協賛金、政治団体や宗教団体への支払い、参加者への分配金は、妥当ではありません。

**Q 11 報償費をもらうには、どんな手続きが必要ですか。**

A11 報償費の支払いには、公園愛護会の活動状況の報告として、作業日報及び活動写真の提出が必要です。提出期限は毎年12月下旬にお願いしています。交付の時期は毎年2月下旬です。

**Q 12 領収書の提出は必要ですか。**

A12 特に提出を求めていませんが、市から支払われる公金という性格上、愛護会においても適切な執行をお願いします。

近年、報償費の使い道がおかしいのではないかとの問い合わせが寄せられていますが、できる限り領収書を保管し、必要に応じて公開することにより、トラブルを未然に防ぐことができます。

## 2 手続きについて

### 結成・役員変更・報償費等について

#### 申請書

(様式第1号)

愛護会を結成したときに提出します。

#### 委任書

(様式第2号)

申請書が提出されたら委任書をお渡しします。

#### 清掃用具支給

新たに愛護会が結成された場合に限り、活動に必要となる用具を市から支給します。

#### 解散届

(様式第8号)

愛護会活動が困難となり、解散するときに提出します。

#### 公園愛護会役員変更届

(様式第4号)

愛護会役員の変更があったときに提出します。

#### 作業日報及び活動写真

12月頃に1年分の様式を送付します。

(様式第6号・7号)

- ・愛護会の活動状況の報告として、毎年12月に提出願います。
- ・提出がない場合は、報償費の支払いができません。
- ・作業日報及び活動写真が活動報告書になります。
- ・年度途中に愛護会を結成し活動された場合は、活動された月から年度末までの報告とします。

#### 請求書兼振込依頼書

12月に様式を送付します。

報償費の支払いに必要になります。

#### 公園愛護会役員届

前年度の3月頃に様式を送付します

(様式第3号)

- ・毎年4月に今年度愛護会役員届を提出してください。
- ・前年度から役員の変更がない場合も提出してください。

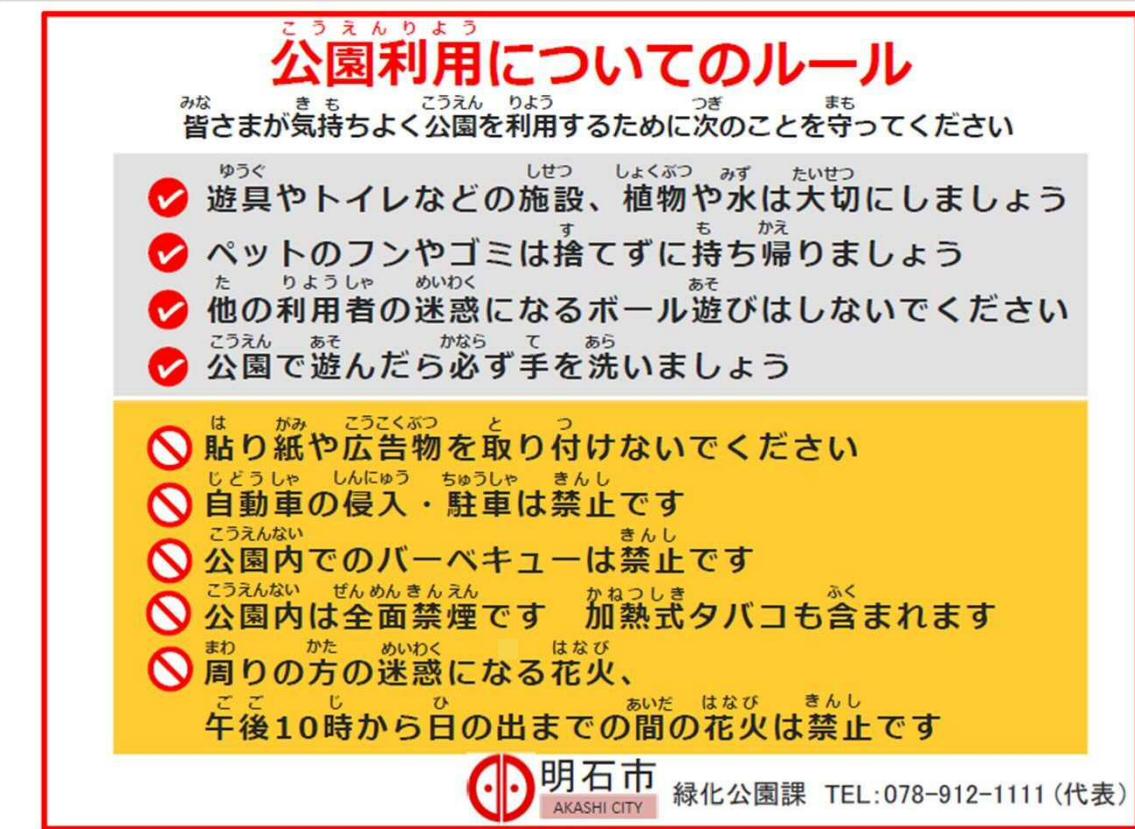


内は、愛護会の皆さんに提出いただく書類です。  
様式は市ホームページからダウンロードできます。

### 3 よく尋ねられる質問について

#### 1 公園利用についてのルールを知りたい

公園利用についての主なルールは以下に示すものがあります。



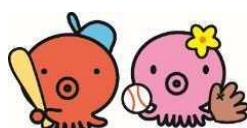
ほかによく尋ねられるものとしては、次のようなルールがあります。

#### Q1 公園で野球・ソフトボールやサッカーの練習をしていいですか。

A1 少人数のキャッチボールやバス練習、リフティングなど、他の利用者の迷惑にならず、危険が生じる恐れの無いような練習であれば可能ですが、大人数で行う本格的な練習や試合などはご遠慮ください。

なお、公園内では、他の人に怪我をさせる可能性のある危険な行為は禁止されていますので、硬球を使用した練習や、バットを振り回すといった行為はしないでください。

また、ボールが公園の外に飛び出ないように気をつけるなど、近隣にお住まいの方に配慮して使用するようお願いします。



**Q2 公園内でゲートボール、グラウンドゴルフをしていいですか。**

A2 公園は地域の皆さまの共有スペースですので、周りの利用者に配慮し、譲り合いながら利用するようお願いします。

**Q3 公園の中で自転車に乗っていいですか。**

A3 公園は自転車などの車両の乗り入れは原則としてできません。子どもが自転車の練習をする場合などにおいては、保護者の方が付き添い、他の利用者に注意してください。

**Q4 公園で犬を散歩させていいですか。**

A4 公園で犬を散歩させることは可能です。ただし、公園内で犬を放すことは、兵庫県の「動物の愛護及び管理に関する条例」により禁止されています。

公園内で犬を散歩する際は、フンを必ず持ち帰るようにするなど、マナーを守るようお願いします。

**Q5 公園で花火をしていいですか。**

A5 手持ち花火などの子ども用花火は可能ですが、打ち上げ花火など、周りに危険が及ぶ可能性のあるものはご遠慮ください。

ただし、午後10時から日の出までの間の花火は「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により禁止されています。

**Q6 公園でバーベキューをしていいですか。**

A6 バーベキューは原則としてできません。

石ヶ谷公園にあるバーベキュー許可エリア（無料・要予約・利用可能期間：3月～10月の土日祝日）では、バーベキューをお楽しみいただけます。詳しくは、直接お問い合わせください。

問い合わせ先

石ヶ谷公園：明石中央体育会館

（TEL：078-936-6621）

**Q7 公園でフリーマーケットをしていいですか。**

A7 公園では、営利を目的とする行為や、法人や個人による物品の売買は原則として認めていません。

ただし、自治会・町内会等の地縁団体が、地域行事の一環で行う場合、開催することができる場合があります。詳しくは、緑化公園課にお問い合わせください。

**Q8 公園で無人航空機（ドローン）を使用していいですか。**

A8 公園で無人航空機（ドローン）を使用することは、原則としてできません。ただし、国、県及び市が主催または共催する催事や撮影等で使用する場合については、使用を認める場合があります。詳しくは、緑化公園課にお問い合わせください。

**Q9 公園で喫煙してもいいですか。**

A9 公園内の喫煙は「受動喫煙の防止等に関する条例」により全面禁止されています。全面禁煙には、加熱式タバコも含まれます。

**Q10 公園にポイ捨てや犬の糞害があるのですが。**

A10 公園にゴミを捨てることや、犬の糞を放置することは市の「空き缶等の散乱及びふん便防止に関する条例」により禁止されています。

公園で出たゴミ等は、お持ち帰りいただき、皆さまが気持ちよく公園を使えるよう、ご協力ををお願いいたします。

**Q11 公園で猫のエサやりをしている人がいるのですが。**

A11 市では飼い主のいない猫を増やさない対策として、近隣住民の理解を得て去勢・不妊手術を行った猫に対して、管理を行うためのエサやりは禁止にはしていません。

しかし、公園内のエサのばら撒き、置きエサ等については迷惑行為となりますので禁止しております。不明な点についてはあかし動物センター（TEL：078-918-5797）にお問い合わせください。

## 2 公園の維持管理について知りたい

次のような事柄について、お気づきの点がございましたら、緑化公園課までご連絡ください。

### Q1 公園の木の枝を切ってほしいのですが。

A1 公園の木は、樹種によりますが複数年に1回程度を目安に、剪定をしています。剪定の程度については、各公園の状況に応じて調整をしています。

### Q2 公園の木を伐採（根元から切る）して欲しいのですが。

A2 公園の木は、まちの中での貴重な緑であり財産であることから、原則として伐採は実施していません。

### Q3 公園の樹木に蜂や毛虫等の害虫が発生しているのですが。

A3 公園の木に害虫（スズメバチ、チャドクガやイラガ）が発生している場合、市で薬剤散布します。ご連絡の際、詳細の場所を教えていただけます。

ただし、ミツバチやクマバチ等はこちらから攻撃しない限り、おそつてくることはないおとなしいハチであることから、駆除はしていません。見かけたらそっと見守ってあげてください。



▲スズメバチの巣



▲チャドクガ



▲イラガ

- ✓ 植え込みや茂みの陰等に巣を作ります
- ✓ 危険なので近寄らないでください

- ✓ 発生時期は4月から5月、8月から9月ごろです
- ✓ サザンカやツバキ等に発生します
- ✓ 触ると激しいかゆみが出ます

- ✓ 発生時期は6月から10月ごろです
- ✓ サクラ等に発生します
- ✓ 触ると激しいかゆみが出ます

**Q4 砂場の砂が汚れているので、きれいにしてもらいたいのですが。**

A4 公園の砂場は、2年に1回程度を目安に清掃を行っております。  
砂場で遊んだ後は手を洗いましょう。

**Q5 遊具が壊れているので、修理してほしいのですが。／  
公園の照明が消えているので、明るくしてほしいのですが。／  
公園の水道の水が流れ放しながらですが。**

A5 現地を確認し、応急処置・修繕を行います。

**Q6 放置自転車を見つけたら、どうしたらよいですか。**

A6 自転車等が数日間放置されている場合、緑化公園課で所有者に啓発をした後に撤去いたします。

**Q7 セアカゴケグモを見つけたのですが。**

A7 セアカゴケグモはおとなしいクモです。攻撃性も毒性も高くはありません。  
駆除する場合は、市販の殺虫剤で駆除するか、踏みつぶしてください。  
子どもは触らないでください。



セアカゴケグモの特徴

- ✓ 背中の赤い帯状の模様
- ✓ 体長約1cm
- ✓ 排水溝や石の隙間等に生息

### **3 その他のご質問**

**Q1 公園に花壇をつくりたいのですが。**

A1 公園に花壇を設置する場合には、花壇コンクールというイベントに参加することが条件になります。  
また、施設設置管理許可申請を行う必要があります。  
詳しくは、緑化公園課にお問い合わせください。

**Q2 公園に防犯カメラを設置して欲しいのですが。**

A2 防犯カメラは、原則、市では設置しないため、地域で設置することとなります。  
設置については、総合安全対策室（TEL：078-918-5069）にご相談ください。

**Q3 公園内でお祭りや運動会を実施したいのですが。**

A3 お祭りや幼稚園や保育園の運動会を実施する場合は、行為許可申請を行う必要があります。  
ただし、行事の内容によっては、許可できない場合があります。  
なお、許可にあたっては、原則、使用料が発生しますが、愛護会や自治会等が行う場合は、使用料が免除となる場合があります。  
詳しくは、緑化公園課にお問い合わせください。

## 4 付 錄

- ・関係様式
- ・公園愛護会維持管理要領



▲上段  
住吉公園のあじさい

▲下段  
(左)松が丘公園の動物遊具  
(中央)住吉公園の藤  
(右)人丸山公園の桜



様式第1号

年(令和 年) 月 日

明石市長 様

団体名 公園愛護会

愛護会長住所

愛護会長氏名

## 申 請 書

公園愛護会を結成しますので申請します。

記

1 公園名 公園(愛護会No. )

2 愛護会役員の住所・氏名・電話番号

	住 所	(フリガナ)	電 話 番 号
		氏 名	
会長	〒		自宅
			携帯
副会長	〒		自宅
			携帯

3 組織

(記載例)

\_\_\_\_\_ 人 ○○自治会 # #人  
\_\_\_\_\_ 人 △△高年クラブ ※※人  
\_\_\_\_\_ 人 ××子供会 \* \*人

様式第2号

年(令和 年) 月 日

## 委 任 書

公園愛護会長 明石 太郎 様に下記の業務を委任します。

記

1 公園名 公園(愛護会No. )

2 委任年月日 年(令和 年) 月 日

3 業務 (1) 清掃 月2回程度  
(2) 除草 隨 時  
(3) 灌水 隨 時  
(4) 公園施設の点検・報告 隨 時

明石市長

様式第3号

年(令和 年) 月 日

明石市長 様

団体名

公園愛護会

愛護会長住所

愛護会長氏名

## 公園愛護会役員届

令和 年度の公園愛護会の役員を下記のとおり届け出ます。

記

1 公園名 公園(愛護会No. )

2 新旧愛護会役員の住所・氏名・電話番号

	住 所	(フリガナ)	電 話 番 号
		氏 名	
新会長	〒	自宅	
		携帯	
旧会長	〒	自宅	
		携帯	
新副会長	〒	自宅	
		携帯	
旧副会長	〒	自宅	
		携帯	

3 組織

(記載例)

\_\_\_\_\_ 人

○○自治会 # #人

\_\_\_\_\_ 人

△△高年クラブ ※※人

\_\_\_\_\_ 人

××子供会 \*\*人

様式第4号

年(令和 年) 月 日

明石市長 様

団体名 公園愛護会

愛護会長住所

愛護会長氏名

## 公園愛護会役員変更届

公園愛護会の役員を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 公園名 公園(愛護会No. )

2 愛護会役員の変更日 年(令和 年) 月 日

3 新旧愛護会役員の住所・氏名・電話番号

	住 所	(フリガナ)	電 話 番 号
		氏 名	
新会長	〒		自宅
			携帯
旧会長	〒		自宅
			携帯
新副会長	〒		自宅
			携帯
旧副会長	〒		自宅
			携帯

4 組織

(記載例)

\_\_\_\_\_ 人 \_\_\_\_\_ 人  
\_\_\_\_\_ 人 \_\_\_\_\_ 人

○○自治会 # #人  
△△高年クラブ ※※人  
××子供会 \* \*人

様式第5号

年(令和 年) 月 日

令和 年度公園愛護会報償費  
請求書兼振込依頼書  
￥ 金額 -

公園作業日報を提出しましたので、上記金額を令和 年度公園愛護会報償費として、下記の金融機関の預金口座に振込みの手続きをお願いします。

なお、請求者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に受領を委任します。

記

銀行 金庫 (金融機関コード: ) 農協			店 名	本 店	支 店	出張所
預金種目	普通	口座番号				
		フリガナ				
口座名義人						

年(令和 年) 月 日

明石市長 様

団体名

公園愛護会

愛護会長氏名

愛護会長住所

電話番号

# 令和 年度作業日報

公園(愛護会 No. )

## 記入者

月 日	作業内容 (実施した内容を○で囲んで下さい。)	作業人員	ごみ袋数	備考
/	清掃・除草・灌水・諸施設の点検			
合計	作業日数合計	作業人数合計	ゴミ袋数合計	
その他の活動内容				

## 記入例

# 令和〇年度作業日報

○○公園(愛護会 No.○○)

記入者 明石 太郎

月 日	作業内容 (実施した内容を○で囲んで下さい。)	作業人員	ごみ袋数	備考
/	清掃・除草・灌水・諸施設の点検			
	作業された日数 の合計を記入下 さい。		作業に参加され た方の合計の人数 を記入下 さい。	今年度使用し たゴミ袋の合 計枚数を記入 して下さい。
合計	作業日数合計	作業人数合計	ゴミ袋数合計	
	○日	○人	○枚	

#### その他の活動内容

- ・4、5月はツバキ・サクラ等の清掃、除草を行いました。
- ・10、11月は落ち葉拾いを重点的に行いました。

令和 年度公園愛護会活動写真

公園

(愛護会No. )

記入者氏名

公園(愛護会No. )

写真貼付	活動写真一1 (コメント)
	(撮影日：月　日)
写真貼付	活動写真一2 (コメント)
	(撮影日：月　日)
写真貼付	活動写真一3 (コメント)
	(撮影日：月　日)

写真貼付	活動写真一4
	(コメント)
写真貼付	(撮影日：月　日)
	活動写真一5
	(コメント)
写真貼付	(撮影日：月　日)
	活動写真一6
	(コメント)
	(撮影日：月　日)

## 令和〇年度公園愛護会活動写真

〇〇 公園  
(愛護会No. )

記入者氏名 明石 太郎

※この写真は、公園愛護会の総会で使用させていただく場合があります。  
ご了承願います。

※台紙に写真を貼り付けるか、デジタルカメラで撮影したものを直接印刷してもかまい  
ません。

活動状況、集合写真、（公園の周辺を清掃している団体はその写真）など  
サービスサイズ6枚を台紙裏表に貼り付けて下さい。

（撮影月日やコメントなど記入して下さい。）

デジタルカメラで直接印刷したものでも可。

※プライバシーの観点から背面から写真撮影していただいても大丈夫です。

※参考写真は、藤江2号公園愛護会の皆様の活動状況のものを承認のうえ使用しました。

〇〇 公園(愛護会No.〇〇 )



活動写真一1

(コメント)

公園の東側は、特に草が多いので、ていねいに清掃しています。

(撮影日:〇月〇日)



活動写真一2

(コメント)

広場は、でこぼこがないようにきれいに均します。また、植え樹の中の草もていねいに取り除いています。

(撮影日:〇月〇日)



活動写真一3

(コメント)

公園の南側は小石が多いので、特に気を付けて清掃しています。

(撮影日:〇月〇日)



活動写真一4

(コメント)

公園西側の歩道や植栽の周りの清掃も行っています。

(撮影日:〇月〇日)



活動写真一5

(コメント)

公園周りの側溝の清掃は、年2回の一斉清掃の時に行っています。

(撮影日:〇月〇日)



活動写真一6

(コメント)

作業に参加できる会員は高齢化のため、年々少なくなっていますが、「公園がきれいになりましたね。」と近所の方の言葉に励まれ、元気に活動をしています。

(撮影日:〇月〇日)

様式第8号

年(令和 年) 月 日

明石市長 様

団体名 公園愛護会  
愛護会長住所  
愛護会長氏名

## 解 散 届

公園愛護会を解散しますので届け出ます。

記

1 公園名 公園(愛護会 No. )

2 愛護会役員の住所・氏名・電話番号

	住 所	(フリガナ)	電 話 番 号
		氏 名	
会長	〒		自宅
			携帯
副会長	〒		自宅
			携帯

3 届出理由

## 明石市公園愛護会維持管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、明石市が管理する公園・緑地について、地元住民に密着し、使用者の愛護精神を高め、もって街区の住人の健全な使用に供するために必要な維持管理の内容及び方法等を定める。

### (公園愛護会の申請)

第2条 自治会、子ども会等付近の住民による団体（以下「公園愛護会」という。）は自発的に運営組織を作り、会長及び副会長を定めて市長に申請するものとし、市長はこの者に当該公園の維持管理を委任する。

### (維持管理の内容及び方法)

第3条 公園愛護会が行う維持管理の内容及び方法は次のとおりとする。

- (1) 清掃 月2回程度
  - (2) 除草 隨時
  - (3) 灌水 隨時
  - (4) 公園施設の点検・報告 隨時
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、各公園の特殊性により特に市長が必要と認めるもの。
- 2 公園愛護会が行う維持管理の期間は、委任した日からその年度末までとする。  
ただし、期間満了後解散の申し出がない場合は継続する。
- 3 第1項に定める作業のために必要な用具は市長が支給することができる。

### (確認)

第4条 市長は前条第1項に定める作業について、適宜現地並びに作業日報等により確認するものとし、改善の余地があると認められたときは指示するものとする。

### (報償)

第5条 第2条の規定により維持管理を行う公園愛護会が前条の確認を受けたものに対し、別表第1のとおり、報償費を交付する。

### (連絡先)

第6条 第3条の規定による連絡先は、明石市都市局都市整備室緑化公園課  
(TEL: 078-918-5039)とする。

2 前項に基づき報告を受けた場合は、市は改善及び補修について、すみやかに最善の努力を払うものとする。

## 附 則

### (適用)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

活動面積 (m <sup>2</sup> )	均等割 (円)	面積割 (円)	調整費 (円)	報償費 (円)	活動面積 (m <sup>2</sup> )	均等割 (円)	面積割 (円)	調整費 (円)	報償費 (円)
100未満	20,000		2,500	22,500	2,600	20,000	39,000	3,500	62,500
100	20,000	1,500	2,500	24,000	2,700	20,000	40,500	3,500	64,000
200	20,000	3,000	2,500	25,500	2,800	20,000	42,000	3,500	65,500
300	20,000	4,500	2,500	27,000	2,900	20,000	43,500	3,500	67,000
400	20,000	6,000	2,500	28,500	3,000	20,000	45,000	4,000	69,000
500	20,000	7,500	2,500	30,000	3,100	20,000	46,500	4,000	70,500
600	20,000	9,000	2,500	31,500	3,200	20,000	48,000	4,000	72,000
700	20,000	10,500	2,500	33,000	3,300	20,000	49,500	4,000	73,500
800	20,000	12,000	2,500	34,500	3,400	20,000	51,000	4,000	75,000
900	20,000	13,500	2,500	36,000	3,500	20,000	52,500	4,000	76,500
1,000	20,000	15,000	3,000	38,000	3,600	20,000	54,000	4,000	78,000
1,100	20,000	16,500	3,000	39,500	3,700	20,000	55,500	4,000	79,500
1,200	20,000	18,000	3,000	41,000	3,800	20,000	57,000	4,000	81,000
1,300	20,000	19,500	3,000	42,500	3,900	20,000	58,500	4,000	82,500
1,400	20,000	21,000	3,000	44,000	4,000	20,000	60,000	4,500	84,500
1,500	20,000	22,500	3,000	45,500	4,100	20,000	61,500	4,500	86,000
1,600	20,000	24,000	3,000	47,000	4,200	20,000	63,000	4,500	87,500
1,700	20,000	25,500	3,000	48,500	4,300	20,000	64,500	4,500	89,000
1,800	20,000	27,000	3,000	50,000	4,400	20,000	66,000	4,500	90,500
1,900	20,000	28,500	3,000	51,500	4,500	20,000	67,500	4,500	92,000
2,000	20,000	30,000	3,500	53,500	4,600	20,000	69,000	4,500	93,500
2,100	20,000	31,500	3,500	55,000	4,700	20,000	70,500	4,500	95,000
2,200	20,000	33,000	3,500	56,500	4,800	20,000	72,000	4,500	96,500
2,300	20,000	34,500	3,500	58,000	4,900	20,000	73,500	4,500	98,000
2,400	20,000	36,000	3,500	59,500	5,000	20,000	75,000	5,000	100,000
2,500	20,000	37,500	3,500	61,000	5,000以上	20,000	75,000	5,000	100,000

### 調整費

活動面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (円)
1,000m <sup>2</sup> 未満	2,500
1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満	3,000
2,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満	3,500
3,000m <sup>2</sup> 以上4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000
4,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満	4,500
5,000m <sup>2</sup> 以上	5,000

### その他

トイレの日常管理を行う愛護会は、報償費に加え、10,000円を加算する。

ただし、當時、誰もが利用できるトイレに限る。

× も



(お問い合わせ)  
明石市都市局都市整備室緑化公園課  
〒673-8686  
明石市中崎1丁目5番1号  
TEL 078-918-5039  
FAX 078-918-5109  
メールアドレス  
[kouen@city.akashi.lg.jp](mailto:kouen@city.akashi.lg.jp)

